二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防ぎ、通行の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 道路 国道、県道、町管理道路及び私道をいう。ただし、私道は申請年度に通学路の指定がなされているもの。
 - (2) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
 - (3) ブロック塀等 道路に面し、道路面からの高さが 0.6 メートルを超えるコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀及び石積塀その他これらに類するもの並びにこれらを組み合せた塀 (擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む道路面からの高さが 1 メートルを超え、塀の高さが 0.6 メートルを超えるもの)をいう。この場合において、ブロック塀に付随した、フェンス等は含めないものとする。
 - (4) 撤去工事 ブロック塀等を撤去する又は塀の高さを 0.6 メートル以下 にする工事。
 - (5) 町内登録事業者 別に定める所定の手続きを行った事業者をいう。 (補助対象工事)
- 第3条 補助対象となる工事は、道路に面した個人が所有するブロック塀等の 撤去工事で、かつ、町内登録事業者により施工されたものとする。ただし、次 の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。
 - (1) 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体をする際にブロック 塀等を撤去する工事
 - (2) 交付決定以前に着手している工事
 - (3) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付対象となる者は、ブロック塀等が附属する土地の所有者 とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。
 - (1) 町税等を滞納している者
 - (2) 過去に同一の敷地内において実施した撤去工事について、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者
 - (3) 二宮町暴力団排除条例(平成23年二宮町条例第21号)第2条第2号、 第4号又は第5号に規定する者と密接な関係を有する者 (補助金額)
- 第5条 補助金の額は、第3条の工事に係る施工業者が作成した見積書(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「見積書」という。)の額に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。ただし、通学路に面しているブロック塀等については、乗じる率を10分の9とし、限度額は20万円とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、二宮 町ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書 類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 施工前のブロック塀等の状況が分かる写真(全景と近景)
 - (2) 施工事業者の見積書の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (交付決定等)
- 第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して 補助金の交付又は不交付を決定し、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付 決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条に基づく補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、当該決定の通知を受けた後において、内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定によるものとする。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、第3条の工事が完了したときは、町長が定める日まで に、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金完了実績報告書(第3号様式)に次 に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 施工後の写真
 - (2) 当該工事に係る施工業者の領収書等の写し

- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第10条 町長は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地の確認等を行い、適正と認める場合は補助金を交付する。
- 2 前項の規定により、補助金の交付を受ける者は、町長が指定した期限まで に、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金請求書(第4号様式)を町長に提出 しなければならない。

(補助金の返還)

- 第 11 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると きは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させること ができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町 長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する